

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約をここに公布する。

平成 21 年 3 月 31 日

秋田県後期高齢者医療広域連合職務代理者

副広域連合長 齊 藤 滋 宣

秋田県後期高齢者医療広域連合規約第 1 号

秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

秋田県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年秋田県指令市町村第 1990 号）の一部を次のように変更する。

第 7 条第 1 項中「24 人」を「25 人」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 広域連合議員は、関係市町村の長及び議会の議員により組織する。

第 8 条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第 8 条 広域連合議員は、各関係市町村の長及び議会の議員のうちから、当該関係市町村の議会において 1 人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第 118 条の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の際、現に広域連合議員となっている者は、この規約の施行の日に、この規約による変更後の第 8 条第 1 項の規定により選挙され、広域連合議員となったものとみなす。